

【2】建築物省エネ法関係

R8.4.1

■建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料(法第11条第1項又は第12条第2項)

①非住宅で評価手法が簡易な計算方法※4の場合

延べ面積 (㎡) ※3		計画変更又は軽微変更該当証明書 ※2			
		建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外
300未満		18,790	87,130	9,410	43,580
300以上	2000未満	37,550	146,090	18,790	73,060
2000以上	5000未満	95,170	236,540	47,600	118,290
5000以上	10000未満	143,410	308,970	71,720	154,470
10000以上	25000未満	178,250	371,210	89,140	185,620
25000以上		221,130	435,530	110,580	217,780

②非住宅で評価手法が標準入力法の場合

延べ面積 (㎡) ※3		計画変更又は軽微変更該当証明書 ※2			
		建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」	建築基準法上の用途が 「工場等 ※1」以外
300未満		22,810	227,830	11,420	113,930
300以上	2000未満	42,910	368,530	21,410	184,280
2000以上	5000未満	101,870	525,980	50,950	263,010
5000以上	10000未満	150,850	647,920	75,410	323,910
10000以上	25000未満	186,290	765,840	93,160	382,940
25000以上		230,510	873,710	115,270	436,870

※1 工場等・・・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合。工場、危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の養殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、で適合性判定を要するもの。

※2 軽微変更該当証明書・・・計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更（軽微な変更ルートc）の場合に交付する証明書

※3 適用区分面積・・・手数料算定に係る面積は、新築、増築又は改築に係る非住宅の床面積の合計（外気に対して高い開放性を有する部分の床面積は除かない）

※4 評価手法が簡易な計算方法・・・基準省令第1条第1項第1号口に定める評価手法（おもにモデル建物法）

備考
 ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
 ・部分によって工場等とそれ以外の複合用途の場合、区分ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

③住宅（一戸建て住宅、共同住宅）の場合

延べ面積 (㎡)		計画変更又は軽微変更該当証明書 ※1					
		仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法	仕様基準	仕様・計算 併用法	標準計算法
戸建	200未満	17,450	25,490	34,200	8,740	12,760	17,120
	200以上	18,790	28,170	38,220	9,410	14,100	19,130
共同 住宅	300未満	32,860	50,950	69,040	16,450	25,490	34,540
	300以上 2000未満	57,050	85,790	115,270	28,570	42,910	57,650
	2000以上 5000未満	103,210	149,440	196,340	51,620	74,740	98,190
	5000以上	156,140	218,450	281,430	78,090	109,240	140,730

※1 軽微変更該当証明書・・・計画の根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更（軽微な変更ルートc）の場合に交付する証明書

備考
 ・増改築については、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
 ・長屋、寄宿舎については共同住宅に該当する。
 ・仕様基準については、建築確認申請での審査も可能である。
 ・共同住宅の共用部分の評価をしない場合については、共用部分の面積を除いた面積で手数料を算定することが出来る。
 ・戸によって異なる評価手法を用いる場合は、評価手法ごとの面積に応じた手数料を足し合わせた申請手数料とする。

④複合建築物の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(③)と非住宅部分の手数料(①または②)の合計とする。